

〈健康口座取引規定〉

1. (健康口座取引)

- (1) 健康口座取引（以下「本取引」）とは、普通預金取引（別途普通預金規定に定める普通預金取引をいいます）に下記【各種制約事項】を付加した取引をいいます。
- (2) 健康口座を開設されたお客さまは、株式会社メディカルファイナステクノロジーズ（以下「MF T社」）が提供する「健康口座」会員サービスへのご加入が必須です。「健康口座」会員サービスのご利用にあたっては、別途、MF T社所定のお手続きが必要です。
- (3) 本取引の開始時は、お客さまからのお申し込み（当社所定の書面を提出していただきます）を当社が受付し、所定の手続きを完了した時点とします。

2. (口座情報の連携)

MF T社による「健康口座」会員サービス運営のため、当社からMF T社へ健康口座の店名、口座番号、残高情報、届出の氏名、住所、生年月日、電話番号を連携し、両社の責任のもとこれを管理します。なお、本取引以外の目的には利用しません。

3. (ATMによる入金)

ATMを使用して入金するときは、ATMに通帳と現金を挿入して操作してください。

4. (届出事項の変更等)

氏名、住所、電話番号、その他届出事項に変更がある場合、もしくは健康口座をご解約の場合は、当社とともにMF T社へ届け出てください。届出遅延により生じた不利益はお客さまのご負担となります。なお、健康口座をご解約の場合は、MF T社が提供する「健康口座」会員サービスの契約は終了します。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「普通預金規定」のほか、「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定」により取り扱います。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

[各種制約事項]

1. 健康口座の開設にあたっては以下の制約があります。
 - (1) 健康口座は、当社所定の方法で申し込み、当社が承認した場合に開設できます。
 - (2) 健康口座をお申し込みいただけるお客さまは、当社所定の地域内に居住または勤務する個人のお客さまに限ります。
 - (3) 健康口座の開設には、10万円以上の預け入れが必要です。
 - (4) 健康口座は、おひとりさま1口座とします。

2. 健康口座のご利用にあたっては、以下のとおり取引上の制約があります。
 - (1) キャッシュカードの発行（手のひら認証の登録を含みます）はできません。
 - (2) 健康口座での総合口座取引はご利用できません。
 - (3) 健康口座から自動支払いをすることができる各種料金等は、MF T社を委託者とした当社指定のものに限ります。
 - (4) ATMを使用して健康口座からの預金払戻しをすることはできません。
 - (5) ATM、スーパーOKダイレクトを使用して健康口座から他の預金口座への振込・振替はできません（振込予約・振替予約をされた場合も、振込・振替はできません）。
 - (6) 本取引の開始には、健康口座と同一お客さま番号（CIF番号）の共通印鑑届による総合口座取引のご契約が必要です。

[預金口座振替規定]

1. 貴社に請求書が送付されたときは、私（本預金口座の名義人）に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。なお、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 預金の支払い手続きについては、預金口座規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
3. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額含む）をこえるときは、私に通知することなく、請求を返却されてもさしつかえありません。また、指定日以降に再度振替えられても異議を申しません。
4. 「健康口座」会員サービスに関する預金口座振替契約（以下「本契約」）について、貴社が必要と認めた場合、私に通知することなく解除されても異議を申しません。
5. 本契約を解約するときは、私から貴社に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたりMF T社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴社はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
6. 本契約についてかりに紛議が生じても、貴社の責による場合を除き、貴社には迷惑をかけません。

[反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意]

私（本預金口座の名義人）は、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金口座が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴社に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任とします。また、これにより貴社に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(2023年4月17日現在)

以上

OKB 大垣共立銀行

〈健康口座 lite+取引規定〉

1. (健康口座 lite+取引)

- (1) 健康口座 lite+取引 (以下「本取引」とは、普通預金取引 (別途普通預金規定に定める普通預金取引をいいます) に下記【各種制約事項】を付加した取引をいいます。
- (2) 健康口座 lite+を開設されたお客さまは、株式会社メディカルファイナステクノロジーズ (以下「MF T社」) が提供する「健康口座」会員サービスへのご加入が必須です。「健康口座」会員サービスのご利用にあたっては、別途、MF T社所定のお手続きが必要です。
- (3) 本取引の開始時は、お客さまからのお申し込み (当社所定の書面を提出していただきます) を当社が受付し、所定の手続きを完了した時点とします。

2. (口座情報の連携)

MF T社による「健康口座」会員サービス運営のため、当社からMF T社へ健康口座 lite+の店名、口座番号、残高情報、届出の氏名、住所、生年月日、電話番号を連携し、両社の責任のもとこれを管理します。なお、本取引以外の目的には利用しません。

3. (ATMによる入金)

ATMを使用して入金するときは、ATMに通帳と現金を挿入して操作してください。

4. (届出事項の変更等)

氏名、住所、電話番号、その他届出事項に変更がある場合は、当社とともにMF T社へ届け出てください。届出遅延により生じた不利益はお客さまのご負担となります。なお、健康口座 lite+をご解約されても、「健康口座」会員サービスの契約は終了しません。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「普通預金規定」のほか、「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定」により取り扱います。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

[各種制約事項]

1. 健康口座 lite+の開設にあたっては以下の制約があります。
 - (1) 健康口座 lite+は、当社所定の方法で申し込み、当社が承認した場合に開設できます。
 - (2) 健康口座 lite+をお申し込みいただけるお客さまは、当社所定の地域内に居住または勤務する個人のお客さまに限ります。
 - (3) 健康口座 lite+は、おひとりさま1口座とします。

2. 健康口座 lite+のご利用にあたっては、以下のとおり取引上の制約があります。

- (1) キャッシュカードの発行（手のひら認証の登録を含みます）はできません。
- (2) 健康口座 lite+での総合口座取引はご利用できません。
- (3) 健康口座 lite+から自動支払いの利用はできません。
- (4) ATMを使用して健康口座 lite+からの預金払戻しをすることはできません。
- (5) ATMを使用して健康口座 lite+から他の預金口座への振込・振替はできません。
- (6) 本取引の開始には、健康口座 lite+と同一お客さま番号（C I F 番号）の共通印鑑届による総合口座取引のご契約が必要です。

[反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意]

私（本預金口座の名義人）は、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金口座が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴社に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任とします。また、これにより貴社に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行なわないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(2023年4月17日現在)
以上

OKB 大垣 共立 銀行